

「次世代育成支援対策法」に基づく一般事業行動計画

企業が仕事と家庭の両立を支援することを目的として、雇用環境などの整備をするために次世代育成支援対策として以下のように行動計画を策定する。

1、計画期間 : 2023年9月1日 ~ 2026年8月31日

2、計画内容 : 雇用環境の整備に関する事項

目標①	2026年8月31日までに、年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間10日以上とする。
-----	--

対策：

- ・ 2023年9月1日～ 有給の取得状況について実態を把握
- ・ 2024年9月1日～ 社内検討委員会での検討開始
- ・ 2025年9月1日～ 計画的な取得に向けた管理者研修の実施
- ・ 2026年7月1日～ 取得状況の取りまとめなどによる取得促進のための取り組みの開始

目標②	2026年8月31日までに、所定外労働時間を削減するためノー残業デーを設定、実施する。
-----	---

対策：

- ・ 2023年9月1日～ 各事業所・各部署の所定外労働の現状を把握。
- ・ 2024年9月1日～ 社内検討委員会での検討開始
- ・ 2025年9月1日～ ノー残業デー実施に向けた管理者研修の実施
- ・ 2026年7月1日～ ノー残業デーの実施